第2.4金曜日発行 労務行政

第**4031**号

2022年(令和4年)3月11日発行

https://www.rosei.jp/readers/



ジョブ型雇用特集

HRイブニングセッション講演録 「ジョブ型」論の誤解を正す

実務解説

令和4年度施行 労働関係・社会保険改正の チェックポイント (止・労働関係編)

企業事例

アフラックの新人事制度

実務解説

発達障害 「グレーゾーン」ケースへの対応

実務解説

2023年卒採用の傾向と対策



労働法令

「くるみん・プラチナくるみん認定の認定基準改正」と「新たな認定制度」について

労働判例

時間外労働時間数は認定基準を下回るが、負荷要因に当てはまる事情等を考慮すれば、業務と脳出血発症との間の相当因果関係が認められる (大庄事件 東京地裁 令3.10.25判決)

相談室 Q&A

- ●採用面接の一部にAIの診断を導入する際の留意点
- ●自ら不正行為を申告した者を懲戒処分の対象外としたところ、法令に触れる行為が申告された場合、処分は可能か
- ●新型コロナ収束後にテレワークを廃止することは可能か
- ●地域限定社員に対する長時間通勤を伴う配転は問題か
- ●退職予定の社員からパワハラに関する内部告発があった場合、どう対応すべきか
- 繁忙期手当をアルバイトにも支払う場合の留意点
- ●年休を取得した派遣労働者の代替要員が休日労働を行う場合に発生する割増賃金の請求の取り扱いとは
- 雇用保険マルチジョブホルダー制度とは何か

[同梱付録]

実務に役立つ 法律基礎講座(80)

退職

INDEX

8 ニュース 労政ニュース

雇用保険料率の暫定措置等を盛り込んだ「雇用保険法等の一部を改正する法律案」を提出/ 令和 4 年から障害者雇用状況報告書の様式を変更/

令和4年度の協会けんぽの保険料率は3月分(4月納付分)から改定 等

10 労働法令 ここに注目 労働法令のポイント

「くるみん・プラチナくるみん認定の認定基準改正 | と「新たな認定制度 | について

16 労働判例 労働判例 SELECT

時間外労働時間数は認定基準を下回るが、負荷要因に当てはまる事情等を考慮すれば、 業務と脳出血発症との間の相当因果関係が認められる(大庄事件 東京地裁 令 3.10.25判決)

18 労働判例一覧(令和3年11月分)

20 特集1 ジョブ型雇用特集

HRイブニングセッション講演録 「ジョブ型」論の誤解を正す

2人の専門家が語るブームの真相と正しい理解へのアドバイス

- 21 第1部 間違いだらけのジョブ型雇用論――本当のジョブ型雇用とは何か?
 - **濱口桂一郎** 独立行政法人労働政策研究·研修機構 労働政策研究所長
- 28 第2部 ジョブ型雇用検討の留意点――ブームに踊らされないために

石黒太郎 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 コンサルティング事業本部 組織人事ビジネスユニット HR第3部 部長 プリンシパル

- 40 第3部 ジョブ型雇用に関する質疑応答(受講者から登壇者への質問)
- 43 特集2 実務解説

令和 4 年度施行

労働関係・社会保険改正のチェックポイント(上・労働関係編)

法令別に押さえておくべき施行内容を総点検

深田俊彦 特定社会保険労務士 社会保険労務士法人大野事務所

57 特集3 人事制度事例シリーズ

アフラック

経営ビジョン実現のために職務基準の人財マネジメント制度改革を実施

74 特集4 実務解説

発達障害「グレーゾーン」ケースへの対応

正しく対応するための基礎知識と実務上のポイント、Q&A

木津谷 岳 発達障害専門キャリアカウンセラー

基礎知識編……75

Q&A編·····91

96 特集5 実務解説

2023年卒採用の傾向と対策

早期選考の拡大により内定出しは3月から開始。6月上旬には採用活動のピークが収束へ向かう **平野恵子**株式会社文化放送キャリアパートナーズ 就職情報研究所 所長

DATA BOX

- 109 **中小企業の賃金事情**(2021年·東京都)
- 114 **完全失業率と有効求人倍率**(2021年平均・総務省統計局、厚生労働省)
- 116 **中途採用者の初任賃金**(2021年4~9月期·厚生労働省)
- 126 相談室Q&A
 - ●採用面接の一部にAIの診断を導入する際の留意点……126
 - ●自ら不正行為を申告した者を懲戒処分の対象外としたところ、法令に触れる行為が申告された場合、 処分は可能か……128
 - ●新型コロナ収束後にテレワークを廃止することは可能か……130
 - ●地域限定社員に対する長時間通勤を伴う配転は問題か……132
 - ●退職予定の社員からパワハラに関する内部告発があった場合、どう対応すべきか……134
 - ●繁忙期手当をアルバイトにも支払う場合の留意点……136
 - ●年休を取得した派遣労働者の代替要員が休日労働を行う場合に発生する割増賃金の請求の取り扱いとは……138
 - ●雇用保険マルチジョブホルダー制度とは何か……140

同梱付録

実務に役立つ法律基礎講座(80) 退職

家永 勲 弁護士 弁護士法人ALG & Associates 執行役員